

## 第2日赤病院前での客待ちについて

京都府警上京署からの連絡です。

従来より第2日赤病院前の違法な客待ちタクシーには警告していましたが、最近では**パーキングチケット駐車スペース**や**高齢者を対象とした標章用の停車スペース(青枠)**、**救急車などの緊急車両用スペース**にまで待機タクシーが入り込んでいます。また、入構待ちの為に丸太町通りに並ぶタクシーも確認されています。

こうした行為は、道交法違反として**検挙の対象**となるだけでなく、社会規範への逸脱行為とされ、**タクシー業界自体の信用失墜**にもつながります。

こうした行為に対する苦情が続く場合、管轄警察でも厳しい対応をとる意向であると聞いております。需要低迷で大変な時期ではありますが、最低限のルールは遵守していただくように強くお願いします。

## 改正・健康増進法の施行について

本年4月1日より、改正健康増進法が全面施行され、これにより、**タクシー車両内は実車・空車を問わず「禁煙」が義務化**されました。

特に、これまで車両を「喫煙」車両として運用されてきた個人事業者の皆様におかれましては、今回の法施行に十分留意し、**「禁煙」車両**として運用していただくようお願いいたします。

なお、従前より京都市域では**「禁煙車」表示は省略可能**ですので、新たに表示などを追加する必要はありません。

以上

上記につきまして、貴社乗務員・貴組合員への周知徹底をお願い致します。